

第5章 ソフト事業関係・指定地ほか・ 災害情報の収集、提供及び維持管理

第1節 ソフト事業関係

1. 砂防基礎調査と土砂災害警戒区域等の指定

砂防事業においては、堰堤の計画または砂防全体計画の作成時に施設効果を見込んで特別警戒区域の見直しを行い、工事完了後所定の手続きを経て、特別警戒区域の指定の解除を行うこと。

手続きは次の通知等による。

- ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）
- ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則
(平成13年国土交通省令第71号)
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の規定に基づく国土交通大臣が定める方法等について（平成13年国土交通省告示第332号）
- ⑤ 土砂災害防止に関する基礎調査技術基準(案)（急傾斜地の崩壊編、土石流編、地滑り編）
(長野県土木部砂防課 平成16年3月)
- ⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則
(平成13年10月11日長野県規則第49号)
- ⑦ 土砂災害警戒区域等指定事務取扱要領の全部改正について（平成23年4月14日 第23号）

2. 土砂災害ハザードマップ

「土砂災害ハザードマップ」とは、土砂災害警戒区域等を表示した図面に、土砂災害に関する情報伝達方法、避難地等を記載したもので、市町村が作成し、住民の円滑な警戒避難を確保するためのものです。

土砂災害ハザードマップ作成にあたっては、以下のマニュアルによるものとする。

- ① 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)（国土交通省河川局砂防部砂防課、
国土交通省技術政策総合研究所危機管理技術研究センター 平成17年7月）
- ② 土砂災害警戒区域等閲覧用図面作成・警戒避難情報集約支援業務の実施について（通知）
(21砂第93号 平成21年9月4日)
- ③ 災害時要援護者の避難支援ガイドライン（改訂版）
(災害時要援護者の避難支援に関する検討会 平成18年3月)

3. 土砂災害情報共有システム

- ① 土砂災害情報共有システムの整備について（国水砂第1号 平成26年4月1日）

第2節 指定地ほか

1. 用地買収基準

砂防設備の管理に必要な用地を買収することは、将来砂防設備を適正に管理するうえにおいて、必要な用地の権原を取得することにある。したがって、砂防事業の実施に伴う用地の買収範囲は図に示すとおりとするが、残地補償が生じる場合又はその他特別の理由により、やむを得ないと認められる場合においては、この限りではない。

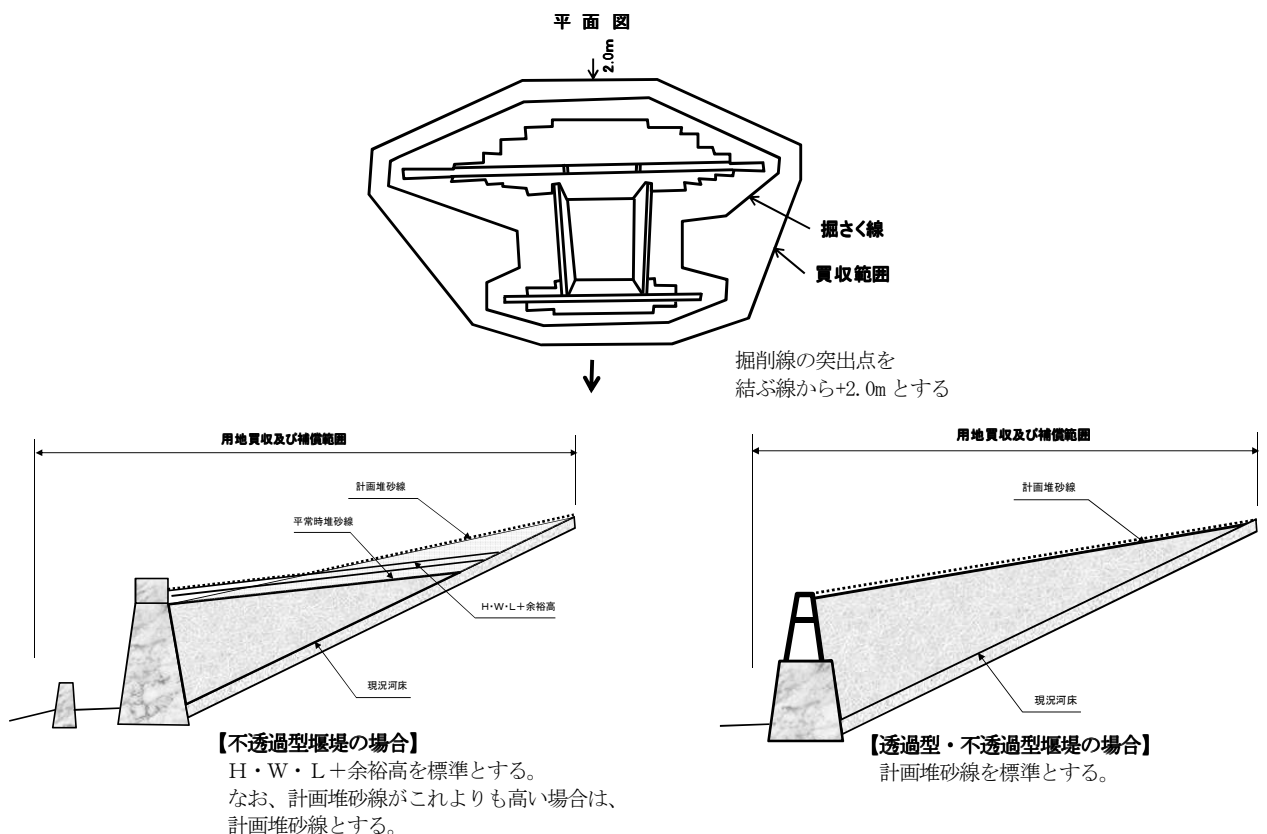


図1 用地買収線

このほかにおける対応方法を示す。

- (1) 山腹工・・・計画範囲について全面積買収を基本とする。
 - (2) 管理用道路・・・
 - ① 市町村道認定がうけられる場合は、用地買収は市町村が対応し、構造物を砂防事業で構築する。構造物に際しては、舗装構成の割増、管理用道路幅以上の幅員については市町村負担とする。(アロケ)
 - ② 市町村道として認定がうけられない場合は、用地買収、構造物すべて砂防事業で対応する。
- ※ 管理については、市町村、地元等と十分打ち合わせし、必要に応じて柵などの安全対策を施すことができる。しかしながら、保全対象住民とのコミュニケーション・連携といった観点から、地元住民による管理を率先遂行していくこと。

(3) 補償樹木・・・

- ① 堆砂敷きにおいては基本的に取得補償とし、伐採はしない。
- ② 施設敷など支障となる範囲は、伐採補償とし、先方伐採とする。

2. 砂防指定地について

- ① 区域の図面範囲は、原案段階で砂防課と協議すること。
- ② 治山事業との調整を図ること。
- ③ 地元説明会において、指定の範囲および制限行為について説明すること。
- ④ 手続きは次の通知等による。

(砂防関係法例規集)

- ・砂防指定地の編入及び地すべり等防止区域のための申請について（昭和 35 年 8 月 22 日建河発第 565 号）
- ・砂防指定地の編入及び砂防工事の施行区域等の告示のための申請について
(昭和 35 年 8 月 22 日建河発第 565 の 2 号)
- ・砂防指定地の編入について（昭和 41 年 4 月 20 日建河砂発第 69 号）
- ・砂防指定地指定要綱について（平成元年 9 月 12 日建設省河砂発第 58 号）
- ・砂防指定地指定要綱の取扱いについて（平成元年 9 月 13 日建設省河砂部発第 11 号）
- ・砂防指定地の指定及び砂防工事の施行区域等の告示について
(平成 7 年 10 月 11 日建設省河砂発第 48 号)
- ・砂防指定地の指定について（平成 7 年 10 月 11 日建設省河砂発第 47 号）
- ・砂防指定地及び地すべり等防止区域の指定要望に係る調書の提出について
(平成 14 年 6 月 28 日国河砂第 58 号)
- ・国有林野を砂防指定地に指定する場合の取扱い等について（昭和 45 年 3 月 20 日建設省河砂発第 38 号）
- ・砂防指定地の指定等に係る進達について（平成 5 年 12 月 8 日建設省河砂発第 73 号）
- ・砂防指定地の指定のための手続きについて（平成 21 年 4 月 27 日国土交通省河川局砂防部事務連絡）
- ・砂防指定地指定要綱の運用方針について（平成 22 年 11 月 16 日国河砂第 294 号）
- ・砂防指定地指定要綱の運用方針の細目について（平成 22 年 11 月 16 日国土交通省河川局砂防部事務連絡）

3. 砂防指定地標識の設置

① 設置の目的

この標識の設置は、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地（以下「砂防指定地」という。）に施設される砂防設備の保全のためになされるものに限るものとする。

② 設置の時期及び対象

砂防工事が行われる年度において施設される砂防設備に係る砂防指定地を設置の対象とする。

③ 予算措置

砂防工事の認可箇所限りにおいて、事業実施毎に、次の4に掲げる標識のうちから、必要最小限の本数を本工事費の雑工事中に計上するものとする。

④ 標識の種板及び標準規格

砂防指定地に設置する標識の種類及び標準規格は次のとおりとする。

ア) 砂防指定地標識（1号）図3(a)

イ) " 標柱 図3(b)

ウ) 砂防設備標識（2号）図3(c)

⑤ 標識の設置場所

標識の設置場所は、砂防設備の存する周辺の土地状況を調査のうえ、原則として次の要件に該当する位置に設置するものとする。ただし、災害等のため、標識が埋没し又は焼失する恐れがないところでなければならない。

ア) 人家の密集したところ

イ) 道路、橋梁脇等の人目につきやすいところ

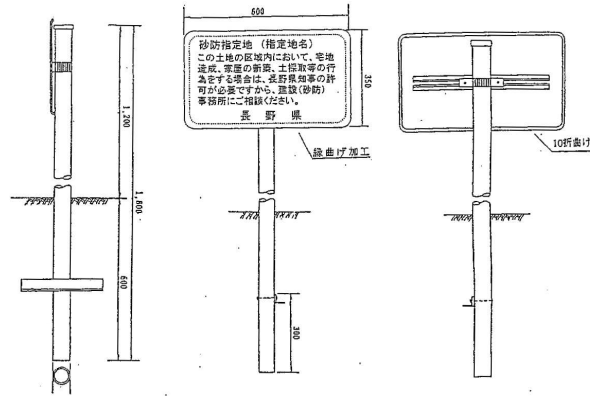
ウ) 砂防堰堤の附近

エ) 砂防指定地の上下流端の位置

オ) 砂防指定地周辺の土地開発が予想される場所

⑥ 標識の維持管理

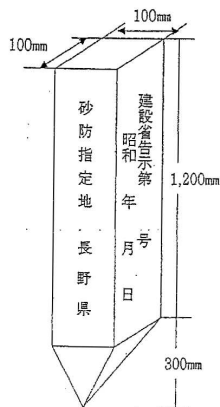
標識の設置した後は、常に点検を行い、その管理に適正を期するものとする。



名称	品 種	形状寸法	数量	備 考
標面板	アルミ板	1.2×350×600	1	表面保護フィルム張
スライドリブ	アルミ製	平リブ	1	標面板密着
取付金具			1	支柱取付用
取付ボルト		φ10×30	2	〃
支柱	鋼管	φ60.5×1,800	1	キャップ付
根かせ	山形鋼	3×40×40×300	1	錆止処理のこと
締付ボルト		φ10×80	1	根かせ締付用
柱上蓋	プラスチック製		1	

- 1 標面板の縁は、赤色の焼付塗装とする。
- 2 文字は黒色書焼付記入とする。
- 3 各部件は組立ができるよう、ボルト止め方式とする。
- 4 標面板の地は白の焼付塗装とする。
- 5 支柱は白の焼付塗装とする。

図3(a) 砂防指定地標識

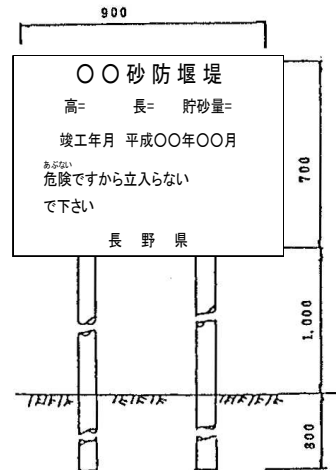


砂防指定地	昭和	建設省告示第	標柱	
長野県	年	月	号	川(沢)
	日	号		

- 1 材質はプラスチック製、地は白、文字は黒色書焼付とする。
- 2 標柱番号はステッカーとし、別途指示する。(ステッカーの枚数は標柱本数と同じで、数字の大きさは40×60mm程度。)

建設省→国土交通省

図3(b) 砂防指定地標柱



- 1 標識板の縁は赤色の焼付塗装とする。
- 2 透過型の場合は捕捉量とする。
- 3 文字は黒色書焼付記入とする。
- 4 各部件は組立ができるよう、ボルト止め方式とする。
- 5 標識板の危険は赤色書焼付記入とする。
- 6 支柱は城の焼付塗装とする。

図3(c) 砂防設備2号標識

第3節 災害情報の収集、提供及び維持管理

1. 土砂災害による被害状況の提出について

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害が発生した場合においては、これら災害の対策に万全を期するため、被害状況を的確に把握した上で報告を行うこと。

災害報告については、次の通知による。

- ・土砂災害による被害状況の提出について（平成13年5月28日 国総民第13号、国河砂第54号、
国河保第29号、国住防第1号）
- ・雪崩災害による被害状況の報告等について（平成2年12月28日付 建河傾 事務連絡）
- ・砂防関係に係る災害情報連絡について（平成13年6月7日付 国河保 事務連絡）

2. 地震後の砂防施設点検について

地震後における砂防施設点検については、次の通知による。

- ・砂防関係に係る災害情報連絡について（平成13年6月7日付 国河保 事務連絡）
 - ・地震に伴うパトロール結果の報告について（平成17年11月4日 17砂第171号）
- 地震計観測データの提出については、次の通知による。
- ・砂防ダムへの地震計の設置について（平成7年11月20日 建河砂発第51号）
 - ・地震等に伴う大規模土砂災害発生時の緊急点検について（平成21年7月30日 21砂第74号）

3. 砂防設備の安全利用点検の実施について

砂防設備管理者等は、砂防設備の利用者の立場での安全性確保という視点を砂防設備の点検に取り入れて、点検を実施すること。

点検実施については、次の通知による。

- ・砂防設備の安全利用点検の実施について（平成14年3月25日 国河保第121号）